

## つくばみらい市市制施行20周年記念キャッチフレーズ募集要項

### 1 趣旨

つくばみらい市は、平成18年3月27日に旧伊奈町と旧谷和原村の合併により誕生し、令和8年3月27日で市制施行20周年を迎える。

この20周年という節目を祝うため、つくばみらい市市制施行20周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施するにあたり、この記念事業を広く市内外にPRするとともに、市民と一体となって記念事業を推進するため、市制施行20周年記念キャッチフレーズ（以下「キャッチフレーズ」という。）を募集する。

### 2 応募資格

つくばみらい市内に在住・在勤又は在学する方

### 3 作成要件

以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 記念事業に使用することを踏まえ、「つくばみらい市の現在」「みらいへの希望」を表現した内容であること。
- (2) 市制施行20周年を魅力的に印象付けるものとし、つくばみらい市への思いやイメージ等を表現したもので、分かりやすく、親しみやすいものであること。
- (3) 一般的なパソコンで表示が困難な文字（外字等）を使用していないこと。  
なお、それ以外の漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字、記号は使用してよい。

### 4 応募期間

令和7年7月1日（火）～ 令和7年7月31日（木）※消印有効

### 5 応募内容

- (1) キャッチフレーズ  
文字数は20文字前後とすること。
- (2) フレーズの趣旨  
フレーズの解説及び考え方を記述すること。（100文字以内）
- (3) その他の記載内容  
応募用紙に氏名・よみがな・年齢・住所・電話番号を記入すること学生においては、学校名・学年を記入すること。また、電子データで応募する場合は、上記に加えメールアドレスを記載すること。
- (4) 保護者の同意及び権利の帰属に係る同意

未成年が応募される際は、保護者の同意を得たうえで、応募用紙の保護者の同意及び権利の帰属に係る同意欄に保護者名を自署にて記載（データについては入力）の上、応募すること。

## 6 応募方法

「つくばみらい市市制施行20周年記念キャッチフレーズ応募用紙」に記載することとし、応募用紙については、市広報紙〇月号、各庁舎窓口において取得、または、市HPからダウンロードすること。いばらき電子申請・届出サービス、郵送及び直接持参で受け付けるものとする。周知については、市公式LINE、SNS、広報紙、HPで行う。

### (1) いばらき電子申請・届出サービス

- ・「20周年記念キャッチフレーズ応募」ページから、必要事項を入力の上、作品を添付し応募すること。

### (2) 郵送・直接持参

- ・郵送の場合は、封筒に「20周年記念キャッチフレーズ応募」と明記すること。

#### ・提出先

〒300-2395 つくばみらい市福田195

つくばみらい市役所市長公室秘書広報課 宛て

TEL 0297-58-2111（代表）

- ・受付時間：平日 8時30分～17時15分

## 7 応募点数

1人1点まで応募可能とする。

## 8 選考方法

- (1) 応募された作品の中から、つくばみらい市市制施行20周年若手職員ワーキングチーム、つくばみらい市市制施行20周年事業検討委員会において、候補作品（優秀賞）3点を選考し、最終的に、市において採用作品（最優秀賞）1点を選考する。
- (2) 採用とならなかった作品の作成者への通知は行わない。
- (3) 選考過程、選考結果及び選考理由についての問合せ等には応じない。

## 9 入賞発表

広報つくばみらい、つくばみらい市ホームページ等で発表するとともに、入賞者には直接通知する。

## 10 表彰等

入賞者に次のとおり賞を贈ることとし、表彰は市制施行20周年記念式典で実施する。

- (1) 最優秀賞（採用作品）1点 賞状及び副賞の贈呈
- (2) 優秀賞 2点 賞状及び副賞の贈呈

### 1.1 採用後の活用

最優秀賞作品（採用作品）は、20周年記念事業のシンボルとして、懸垂幕・横断幕等に使用するほか記念事業のポスターやチラシ等に掲載し、広報やPR等のプロモーションに使用する。優秀賞作品についても、同様に使用することがある。

また、「市制施行20周年記念ロゴマーク」と組み合わせて使用する場合もある。

### 1.2 注意事項

- (1) 応募作品は自作かつ未発表のものに限る。
- (2) 採用作品の著作権・商標権・意匠権その他一切の権利は無償譲渡するものとし、本市に帰属します。また、その使用に際して著作者は、著作者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- (3) 採用作品が既発表のものと同じまたは酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合、法令に反する場合または本募集要項に反する場合は、選考結果発表後であっても決定を取り消すことがあります。
- (4) 採用作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、本市では一切の責任を負いかねますので、作成者自らの責任と費用で解決してください。なお、本市が損害を被った場合は、その損害を賠償していただく場合があります。
- (5) 応募に係る費用の負担は応募者の負担とする。
- (6) 応募用紙・データは返却しない。
- (7) 採用作品を使用するに当たり、作品の補作・加工、修正する場合がある。
- (8) 応募に際し記載された個人情報は 記念事業のみに利用し、応募者の同意なく、利用目的の範囲を超えて利用しない。ただし、作品が入賞した場合には、氏名、学校名、学年を市のホームページや広報等に掲載するとともに、報道機関を含めた関係者に提供することがある。

### 1.3 その他

- ・その他、キャッチフレーズの応募及び選定に関し必要な事項については、つくばみらい市市制施行20周年記念事業推進本部、庁議において定める。
- ・応募いただいた作品は、市の施設で展示させていただく場合がある。